IKEN.ORG

公益財団法人 医療科学研究所

定款

平成 22 年 8月 2 日制定・施行 平成 24 年 1月 30 日 改訂 平成 24 年 6月 18 日 改訂 平成 25 年 7月 16 日 改訂 平成 26 年 3月 13 日 改訂 平成 27 年 6月 26 日 改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人医療科学研究所(英文名: The Health Care Science Institute)と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。
 - 2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医療が国民経済に果たす役割の重要性を鑑み、医療及び 医薬品に関する経済学的調査・研究並びにこれを踏まえた医薬品等の 研究開発・生産・流通・情報等に関する調査・研究等を行なうことに より、国民経済における医療のあり方及び医薬品産業の果たすべき役 割を明らかにするとともに、併せて医療とその関連諸科学の学際的調 査・研究を推進し、もって我が国の医療と福祉の発展に寄与すること を目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - (1) 医療及び医薬品に関する経済学的調査・研究
 - (2) 医薬品等の研究開発・生産・流通・情報等に関する調査・研究
 - (3) 医療とその関連諸科学の学際的調査・研究
 - (4) 第1号から第3号までに掲げる調査・研究(以下「医療科学調査・研究」という)に対する助成及び褒賞
 - (5) 医療科学調査・研究に関する国際交流
 - (6) 医療科学調査・研究に関する研究者の育成
 - (7) 医療科学調査・研究に関する成果の刊行
 - (8) 医療科学調査・研究に関する講演会・シンポジウム等の開催
 - (9) 医療科学調査・研究に関する文献等の収集及び閲覧
 - (10) 医療科学調査・研究の奨励及び自主研究
 - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本及び諸外国で行う。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める「倫理規程」の理念と規範に則り、 事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信 用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者 (エーザイ株式会社) は、この法人のために基本財産として金 20億円を拠出した。

(財産の種別)

- 第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
 - 2 基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とし、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産として寄附された財産
 - (2) 理事会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産
 - (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた基本財産
 - 3 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める「寄附金等取扱規程」による。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の基本財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その 方法は理事会の決議により別に定める「財産運用規程」によるものとす る。

(基本財産の維持及び処分)

第10条 代表理事は、基本財産の適正な維持及び管理に努める。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部もしくは一部を処分または担保に提供する場合には、理事会の決議を経なければならない。

(事業計画及び収支予算)

- 第11条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経たうえで、評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。
 - 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事が次の 書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時 評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報 告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければな らない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き一般の閲覧 に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 この法人は、第1項の評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入を

- もって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経たうえで、評議員会において、総評議員の2/3以上の決議を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項 と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

- 第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
 - 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める「会計処理規程」によるものとする。

第4章 評議員

(定数)

第15条 この法人に評議員6名以上20名以内を置く。

(選任及び解任)

- 第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
 - 2 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨 を行政庁に届け出なければならない。
 - 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊な関係がある者(以下「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも 1/3 以下とする。
 - イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが、事実上 婚姻関係と同様の事情にあるもの
 - ロ当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものハイ又は口に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
 - 二当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、 次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員(①及び 第47条2項において「会社役員」という。)又は使用人であるもの
 - ① 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
 - ② 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並び

にこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める 特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定す る同族会社に該当する他の法人

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第23条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任 期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、評議員と しての権利・義務を有する。

(報酬等)

- 第19条 評議員に対する報酬は、各年度の総額が200万円を超えない範囲とする。
 - 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員・ 評議員の報酬等の規程」による。

第5章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。委任状出席及び代理出席は認められない。

(評議員会議長)

第22条 評議員会議長は、評議員会において互選する。

(決議・権限)

第23条 評議員会は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

- 2 次に掲げる事項の決議は、決議に加わることのできる評議員の過半数 が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは 議長が裁決する。なお、前段の場合において、議長は、評議員として 決議に加わることはできない。
 - (1) 理事・監事・評議員の選任
 - (2) 理事・評議員の解任
 - (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議に加わることができる評議員の 2/3 以上をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員・評議員の報酬等の規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認

長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

合併、事業の全部若しくは一部譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

- (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する際は、候補者毎に決議を行わなければならない。
- 5 前四項にかかわらず、個々の評議員会においては、第26条第1項の 書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議するこ とができない。

(種類と開催)

- 第24条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
 - 2 定時評議員会は毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、事 業年度の事業報告及び決算の承認を行なう。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催できる。事業年度の事業計画及び予算の承認は、毎事業年度開始前に臨時評議員会で行なう。

(招集)

- 第25条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
 - 2 前項にかかわらず、評議員は、代表理事に対し評議員会の目的である

事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、代表理事は、遅滞なく評議員会を招 集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には裁判所の許可を経て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集通知が発せられない場合。

(招集の通知)

- 第26条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して会 議の日時、場所、目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法 をもって、通知を発しなければならない。
 - 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、 その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又 は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決す る旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会の報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第29条 評議員会の議事について、評議員会議長は、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
 - 2 評議員会に出席した評議員及び理事の中から、それぞれ1名を議事録 署名人として選出し、選出された議事録署名人は、議事録に署名捺印 する。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める「評議員会運営規則」による。

第6章 役員

(種類及び定数)

- 第31条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 6 名以上 20 名以内を置く
 - (2) 監事2名以上3名以内を置く
 - 2 理事のうち1名を代表理事とし、3名以内を執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第32条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事及び業執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
 - 3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。
 - 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より 専務理事、常務理事各1名を選任することができる。
 - 5 監事は、理事、評議員、使用人を兼ねることができない。また、監事 は相互に親族その他特殊関係を有しない。
 - 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の1/3を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 7 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他 これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者であ る理事の合計数は、理事総数の 1/3 を超えてはならない。監事につい ても、同様とする。
 - 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務権限)

- 第33条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより業務の執行の決定に参画する。
 - 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また理事 長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行 に係わる職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定める「理事会運営規則」により、 この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事の権限は、理事会が別に定める「職務 権限規程」による。
- 6 理事長、専務理事、常務理事及びその他の執行理事は、毎事業年度毎 に4ヶ月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事 会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査する。並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査する。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる。
 - (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
 - (5) 前号の報告をする必要があるとき、理事長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定める ものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項 があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に 違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、 その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるとき は、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
 - 2 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任期)

- 第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、その前任者の残存期間 とする。なお、理事においては、補充として選任された場合も同様と する。
 - 4 理事及び監事は、第32条で定めた員数が欠けた場合には、辞任又は 任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、 その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第36条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任できる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の2/3以上の決議に基づいて行なわねばならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第37条 理事には、その業務の対価として、評議員会が定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。
 - 2 監事には、その業務の対価として、評議員会が定める総額の範囲内で 報酬を支給することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員・ 評議員の報酬等の規程」による。

(取引の制限)

- 第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者と の間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
 - 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会

に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、「理事会運営規則」によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第39条 この法人は、役員の「一般社団・財団法人法」第198条において準用 される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当 する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令の定める最 低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(相談役)

- 第40条 この法人に相談役若干名を置くことができる。
 - 2 相談役は、理事・監事・評議員経験者及び学識経験者のうちから、理 事会において任期を定めたうえで選任する。
 - 3 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用 の支払いをすることができる。
 - 4 相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

第7章 理事会

(設置・構成)

- 第41条 この法人に理事会を設置する
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。
 - (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選任および解任

(種類及び開催)

- 第43条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。
 - 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない 場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第34条第1項第5号の但し書に基づき、監事から招集の請求があったとき

(招集)

- 第44条 理事会は、代表理事が招集する。ただし前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
 - 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による 場合は監事が理事会を招集する。
 - 3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知を発しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 45 条 理事会の議長は、代表理事があたる。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。委任状出席及び代理出席は認められない。

(決議)

- 第47条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。なお、前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、寄附を受けた財産が、寄附者又はその親族

が会社役員となっている会社の株式又は出資については、議決権行使にあたり理事会において理事現在数の2/3以上の承認を要する。

(決議の省略)

第48条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第49条 理事又は監事が、理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項 を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要し ない。
 - 2 前項の規定は、第34条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、代表理事が議 事録を作成する。
 - 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名捺印する。

(理事会運営規則)

第51条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める「理事会運営規則」による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第52条 この定款は、評議員会において、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法を含めて、決議に加わることができる評議員の2/3以上の決議を経て変更することができる。
 - 2 「公益認定法」第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係わる定款の変更 (軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、 行政庁の認定を受けなければならない。
 - 3 前項に該当する定款変更以外の変更を行った場合には、遅滞なく行政

庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第53条 この法人は、評議員会の決議により、他の「一般社団・財団法人法」 上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全 部の廃止をすることができる。
 - 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け 出なければならない。

(解散)

第54条 この法人は基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の遂行不 能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第55条 この法人が公益認定取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ケ月以内に、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、 評議員会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40 条第1項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第57条 この法人は公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営 内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「情報公開規程」による。

(個人情報の保護)

- 第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。
 - 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「個人情報保護規程」による。

(公告)

第59条 この法人の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、 電子公告ができない場合は、官報に掲載する。

第10章 委員会

(委員会)

- 第60条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議 により、委員会を設置することができる。
 - 2 委員会の名称、任務、構成及び運営に必要な事項は、別に定める個々の委員会規程による。
 - 3 個々の委員会規程の改廃は、理事会の決議による。

第11章 事務局

(設置等)

- 第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。
 - 2 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て代表理事が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議 により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第62条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかねばならない。
 - (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員・評議員の報酬等の規程
 - (7) 事業計画書及び収支計算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等

- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、 第57条第2項に定める「情報公開規程」によるものとする。

第12章 賛助会員

(会員)

- 第63条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。
 - 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 13 章 補則

(委 任)

第64条 この法人の運営に必要な事項は、この定款に定める他、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1. この定款は、一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. 一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行なったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を開始日とする。
- 3. この法人の最初の代表理事は森亘とし、執行理事を高岡庸児とする。
- 4. この法人の最初の評議員は別紙名簿に掲げる者とする。
- 5. この定款は平成 27 年 6 月 26 日に改訂されたものである。

IKEN.ORG

公益財団法人 医療科学研究所

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-2-12 赤坂ノアビル 5 階 電話 03-5563-1791 (代表) FAX 03-5563-1795